



# 川越市文化芸術振興計画

川 越 市

## 「文化芸術の力で新しい魅力を 創造するまち — 川越」をめざして



川越市は、古くから埼玉県南西部地域における産業、経済、文化、観光などの中核都市として発展し、平成24年には市制施行90周年を迎えます。

この計画では、「文化芸術の力で新しい魅力を創造するまち — 川越」という将来都市像を掲げ、川越らしい文化芸術の振興、文化芸術に触れる機会づくり、文化芸術活動への支援と文化交流の促進、文化財・伝統芸能等の保存及び活用に努めることとしています。

文化芸術には、人を引き寄せる魅力や社会に与える影響力があります。本市は、蔵造りの町並みや川越まつりなど、歴史的・文化的遺産に恵まれており、市民の皆様の文化芸術活動も活発な取り組みがなされているところでございます。これら全てを貴重な財産と捉え、さらなる振興を図ることで、文化の香るまちづくりをさらに進め、市民の皆様が「住むことに誇りを持ち、住んでよかったと思えるようなまち川越」の実現を図ってまいりたいと考えております。

結びに、この計画の策定に当たり、ご協力いただきました多くの方々に、心から感謝申し上げます。

平成23年3月

川越市長 川合善明



# 目 次

## I 概要

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画の期間	2

## II 現状と課題

1. 文化行政を巡る環境	3
2. 本市の文化行政の現状と課題	8
3. 計画策定における主要な視点	15

## III 文化芸術振興計画の理念と目標

1. 基本理念	16
2. 将来都市像	16
3. 基本目標	16
4. 施策の体系	20

## VII 文化芸術振興施策

施策 1 連携・協働による新たな文化芸術の創造	21
施策 2 若い世代が文化芸術事業に参加しやすいしくみづくり	22
施策 3 特色ある文化芸術活動拠点の整備	23
施策 4 文化芸術が身近にある環境づくり	24
施策 5 子どもたちが文化芸術に親しむ機会づくり	25
施策 6 文化芸術活動への支援	26
施策 7 文化芸術活動の場の整備	27
施策 8 文化交流の促進	28
施策 9 文化財・伝統芸能等の保存	29
施策 10 文化財・伝統芸能等の活用	30

資料編	33
-----	----



# I . 概 要

## 1 計画策定の趣旨

近年、めまぐるしく社会のシステムが変化する中で、人々は単なる物質的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさや心の安らぎを求めるようになってきています。

その一方で、昨今の厳しい経済情勢は雇用状況の悪化を招いており、また、急速な少子高齢化の進行や人と人の関わり合いの希薄化など、社会全体に不透明感や閉塞感が漂い、人々の生活に潤いがなくなってきたと言われています。

そのような中にあって文化芸術は、人々の豊かな感性を育むとともに、郷土への愛着を深め、活力あるまちづくりのために重要な役割を担うものと考えられます。

本計画は、本市の文化芸術を振興するため、その基本理念及び具体的な施策を定めることを目的として策定します。

## 2 計画の位置付け

本計画は「第三次川越市総合計画」を上位計画とした文化芸術に関する個別計画として策定するものとし、その他の個別計画との整合を図りながら施策を推進することとします。

### ..... 第三次川越市総合計画における文化芸術の位置付け .....

平成18年度から平成27年度までの10年間を計画期間とする「第三次川越市総合計画」では、まちづくりの基本的な考え方を示す基本構想の理念の1つに“歴史・文化を生かしたまちづくり”を掲げています。

更に、総合計画の将来都市像である“ひと、まち、未来、みんなでつくる いきいき川越”を実現するために、教育・文化・スポーツの分野で“学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち”を基本目標とし、その中で、文化芸術に係る方向性として“歴史文化の継承と新しい市民文化の創造”を掲げ、また、施策として“芸術文化活動の充実”・“文化財の保存・活用”を挙げています。

(参考) 「第三次川越市総合計画」より抜粋

＜基本構想の理念＞

“歴史・文化を生かしたまちづくり”

先人から受け継いだ歴史と文化を生かし、新たな価値を創造するまちをつくります。

教育・文化・スポーツの分野の基本目標

～学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち～

《芸術文化に係る方向性》

歴史文化の継承と新しい市民文化の創造

先人から受け継いだ豊かな歴史的文化は、本市の誇りであり市民の宝です。これを次世代に継承するとともに、新たな芸術文化を創造するため、市民の芸術文化活動を支援します。また、身近なところで芸術文化に親しめる環境を整えていきます。

..... 本市のその他の個別計画との関係 .....

本計画の推進においては、「川越市教育振興基本計画」、「川越市生涯学習基本計画」、「川越市国際化基本計画」、「川越市観光振興計画」など、他の行政分野の計画と整合を図りながら施策を推進していきます。

### 3 計画の期間

本計画の期間は「第三次川越市総合計画後期基本計画」に合わせ、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

なお、社会情勢や市民ニーズの変化、本計画の進行状況などを踏まえ、必要に応じて見直します。

# II. 現状と課題

## 1 文化行政を巡る環境

### (1) 社会情勢

#### ① 経 済

低迷が長く続いた我が国の経済は、緩やかな回復に向かい持ち直していくと見込まれています（平成22年1月閣議決定「平成22年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」より）が、実質国内総生産（※1）のマイナス成長や雇用状況の悪化は続いており、国民の所得や生活に対する不安感は依然として大きい状況です。人々の生活の潤いは著しく損なわれ、余暇や余裕時間を持つ趣味などに充てることができる人々も減少しています。

また、経済の低迷は税収の低下を招き、全国の地方公共団体では、施策や事務事業の見直しや効率化が求められています。

本市においても、福祉に要する経費の増加に対し、政策的な経費は年々減少している状況であり、より一層の選択と集中による適正な事業計画と実施が求められています。

#### ② 家 庭

少子高齢化による総人口の減少と、文化芸術活動の担い手となる若者の減少、核家族化、共働き夫婦の増加による家庭の形態の変化は、文化行政を取り巻く環境にも影響を与えています。親の代から子どもの代、孫の代へと世代に渡り伝え守られてきた芸能などは、継承者が少なくなりつつあります。

#### ③ 教 育

平成18年に「教育基本法」が約60年ぶりに改正され、今後の教育のあるべき姿、目指すべき理念がより具体的に規定されました。この改正を踏まえて、「学校教育法」、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」、「教育職員免許法及び教育公務員特例法」のいわゆる教育三法が平成20年に改正されました。文化行政に大きく関わる事項としては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正による“スポーツ・文化に関する事務の所掌の弾力化”が挙げられ、このことにより、これまで教育委員会の職務権限であったスポーツ（学校体育に関する体育事務を除く）や文化（文化財の保護に関する事務を除く）の事務を地域づくりの観点から、地域の実情や住民のニーズに応じて、条例で定めるところにより首長が管理・執行することができるようになりました。この改正により本市では、平成22年4月に文化とスポーツを担当する文化スポーツ部が誕生しました。

一方、学校教育においては、平成14年度から完全学校週5日制が実施され、ゆとりの中で生きる力を育むことを重視し、“総合的な学習の時間（※2）”が導入されましたが、授業時数の減少等の問題が指摘される中、平成20年3月に告示された新学習指導要領では、授業時数や内容が増やされています。本市の小学校等においても、これまで総合的な学習の時間を、芸術の鑑賞や郷土に関する学習等に活用していましたが、この時間が減少すると子どもたちが文化芸術に触れる機会についても影響を受けると考えられます。

#### ④ 行政と市民の関係

従来、市民の生活に関わり個人の力のみでは解決することが難しい事柄（公共）は、もっぱら行政により担わされてきましたが、厳しい財政状況や限られた資源のもとで、すべてを行政だけで対応することが困難になっています。

一方で、地域の課題を意欲的に解決しようとする自治会等の地域活動を行う組織、NPO（※3）法人、ボランティアなど、市民の力が高まっています。

このような状況の中、「本市とかかわりのある人が持つさまざまな“まちへの思い”を市民と行政が共有し、相互に協力し合いながらまちづくりへの“行動”につなげ、住みよい魅力あるまちをつくっていく取組」である「協働」の動きが強まっています。

#### ⑤ グローバリゼーション

交通機関の発達による国境を越えた人々の移動や政治経済分野における国家間の緊密化、インターネットの普及などにより、さまざまな事柄が地球規模に拡大する“グローバリゼーション”が進んでいます。

文化の交流は、それぞれの文化に深さや広さをもたらすものであり、その結果として現在の多様な文化の発展がある一方、政治的・経済的・文化的な境界線、障壁がなくなることで、社会のさまざまな営みが同質化されることが懸念されています。

## （2）文化芸術振興に係る国の動向

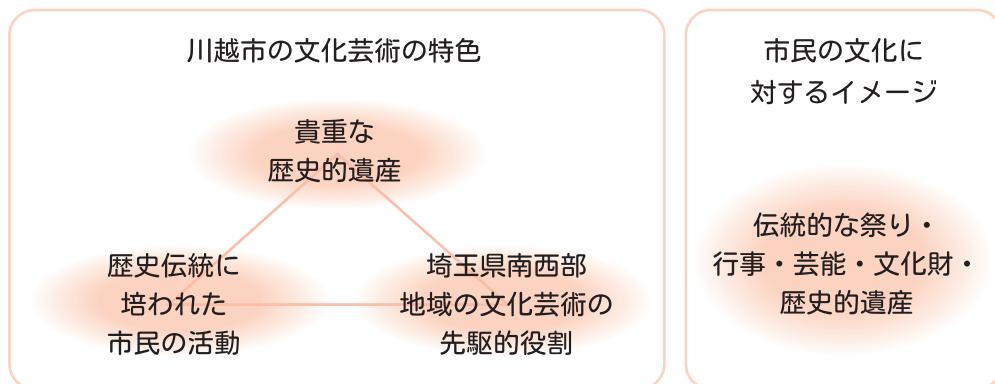
平成13年11月、文化芸術の振興のための基本的な法律として「文化芸術振興基本法」が成立しました。

この法律は、文化芸術に関する活動を行う人々の自主的な活動を促進することを基本としながら、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かな国民生活と活力ある社会の実現に貢献することを目的としています。

また、平成14年12月に策定された国の第1次基本方針について、策定後の諸情勢の変化や文化芸術施策の進展等を踏まえて見直しが行われ、平成19年に第2次基本方針が閣議決定されました。

この第2次基本方針に基づき、文化庁では“文化芸術立国（※4）”を目指して文化芸術の振興に取り組んでいるところです。

### (3) 本市の特色



#### ① 先人が築き、現在に残されている貴重な歴史的遺産

武蔵野の広大な台地や入間川や荒川のもたらす豊かな風土のもと、川越では縄文・弥生の時代に人々が居住して以来、先人たちによりさまざまな文化が築かれてきました。

平安時代末期には河越氏が現在の上戸小学校付近に居館を構えました。室町時代には扇谷上杉氏の命により、現在の初雁公園付近に河越城が築城され、このことが城下町としての礎となりました。

江戸時代に始まった新河岸川舟運は、物資の集散地としての繁栄と江戸の文化を川越にもたらします。明治26年の川越大火でまちの3分の1を焼失すると、川越商人は持ち前の財力で江戸の様式を取り入れた土蔵造りの店蔵を建て連ねました。

川越城本丸御殿や蔵造りの町並みは現在に至るまで保存・活用され、本市の大きな魅力となっています。

#### ② 歴史と伝統に培われた活発な市民の活動

江戸文化を色濃く残す川越まつり(※5)をはじめ、市民が協力して開催する文化的活動もさまざまな形で展開されてきました。

歴史と伝統に培われた本市では、活発な市民の活動を生み出してきました。近年においても、小江戸川越春まつり(※6)や川越百万灯夏まつり(※7)、川越産業博覧会(※8)など、新たな祭りや催しなどが行われています。そこでは音楽演奏やダンスパフォーマンスの披露や茶席が設けられるなど、市内外に向け、川越独自の文化を発信しています。

市民の文化芸術に関する意識の高さは、戦後間もない昭和20年代に川越市文化団体連合会、川越美術協会を発足させました。

現在、市民団体が主催している美術展は、全国に出品を呼び掛けて開催しています。また、国内で高い評価を得ている吹奏楽団や、国外へも目を向けて活動している合唱団があります。

歴史と伝統に培われた市民活動が、現在も広がりを見せながら脈々と受け継がれています。

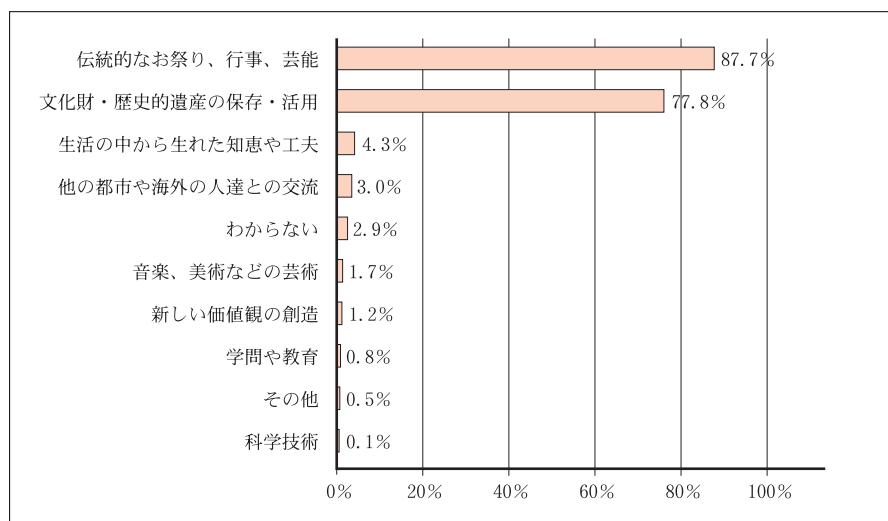
### ③ 埼玉県南西部地域の文化芸術の先駆的役割

本市では、昭和24年に第1回市民文化祭が教育委員会と川越市文化団体連絡協議会（現在の川越市文化団体連合会）との共催で、また、昭和27年には川越市美術展が教育委員会と川越美術連合会（現在の川越美術協会）との共催でスタートするなど、他市に先駆けて文化芸術活動が行われてきました。当時は主に公民館を会場としていて、市民の文化芸術の成果を本格的に発表する施設が不足していました。昭和30年代になると市民の中から新しい施設の建設要望が高まり、この要望を受け、昭和39年に県内で初めての市民会館を建設しました。更に、昭和50年代になると市民文化祭も約20種目にわたって開かれるようになりました。市民の参加も1万人を超えるようになりました。このような状況の中、市民会館大ホールだけでは市民の要望に応えきれず、昭和63年に西文化会館、平成4年にやまぶき会館、平成6年に南文化会館を整備してきました。また、時期を同じくして美術振興のために美術館建設の陳情が始まり、平成14年には県内2館目となる市立美術館を開館しました。このように本市では、周辺の自治体に先駆けて文化施設を整備し、市民はもとより、広く発表や鑑賞の機会を確保してきました。

### ④ 市民の文化のイメージは「伝統」と「文化財・歴史的遺産」

本計画の策定に先立ち、平成20年7月に市内にお住まいの16歳以上の方3,000人を対象に「文化芸術に関する市民アンケート」（以下「市民アンケート」とします。）を実施しました。この市民アンケートの中で、「川越の文化」という言葉に対するイメージを伺ったところ、7割以上の方が、「伝統的な祭り・行事・芸能」または「文化財・歴史的遺産の保存・活用」と答えています。このように市民は、文化に対して歴史的なイメージをとても強く持っています。（資料1）

（資料1） 市民アンケート結果「‘川越の文化’という言葉のイメージ」



- ※1 実質国内総生産：国内総生産は、付加価値（国内で新しく生み出された商品やサービス）の合計。消費金額に一致していて、構成要素中の個人消費は、国内総生産の約60%を占めています。残りの約40%である「投資」は、買ってもすぐには消費されないものをいい、証券投資のことではなく、企業による設備投資や個人の住宅投資などをさします。（実質：物価変動による影響を取り除いたもの。）
- ※2 総合的な学習の時間：自ら学び、考える力や学び方、ものの考え方などを身に付けさせ、問題の解決や探求活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができることを目的に、各学校が創意工夫をして学校ごとに教える内容を決めて行う授業のことです。
- ※3 NPO [Non Profit Organization]：さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、さまざまな社会貢献活動に充てることになります。さまざまな分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。
- ※4 文化芸術立国：第2次基本方針で、“今後一層文化芸術を振興することにより、心豊かな国民生活を実現するとともに、活力ある社会を構築して国の魅力を高め、経済力のみならず文化力（文化芸術の持つ、人を引き付ける魅力や社会に与える影響力）により世界から評価される国” = “文化芸術立国”を目指すことが必要であるとしています。
- ※5 川越まつり：川越まつりは、江戸「天下祭」の様式や風流を今に伝える貴重な都市型祭礼として360年の時代を超えて守り、川越独特の特色を加えながら発展してきました。平成17年、「川越氷川祭の山車行事」として国指定重要無形民俗文化財となっています。
- ※6 小江戸川越春まつり：毎年3月下旬から5月上旬まで、市街地等各地で行われる催しものを総称して、小江戸川越春まつりとして開催しています。
- ※7 川越百万灯夏まつり：毎年7月下旬に、「市民まつり」としてパレード、踊りやダンスの披露、地元商店街のイベントなどが行われます。
- ※8 川越産業博覧会：毎年10月下旬、市内の産業経済全般にわたる関係団体の参加による祭典を開催しています。

## 2 本市の文化行政の現状と課題

### (1) 市民の文化芸術活動について

#### ① 現 状

市民アンケートによると、文化芸術活動をしている方が3割、活動に携わっていない方が7割という状況です。（資料2）活動を行わなかつた理由としては、「時間がない」「興味がない」と答えた方が多く、また、「いつ、どこでできるのか情報がなく、わからない」と答えた方がいました。（資料3）

活動する場としての施設については、施設数や利用率から見た場合、概ね充足している状況です。（資料4・資料5）

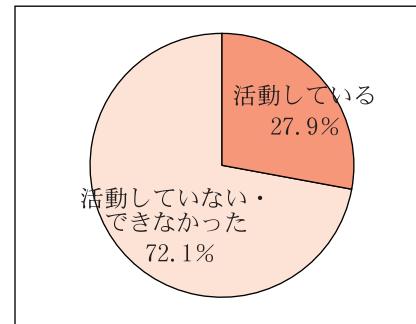
活動への財政的支援としては、市民文化祭や地区文化祭を開催する団体等に対して補助金を交付し、市民の文化芸術活動を支援しています。

また、市内には、尚美学園大学、東京国際大学、東邦音楽大学、東洋大学の4つの大学があり、これら大学との連携事業も行われています。なお、1,000人を超える留学生が市内で学んでいる状況です。

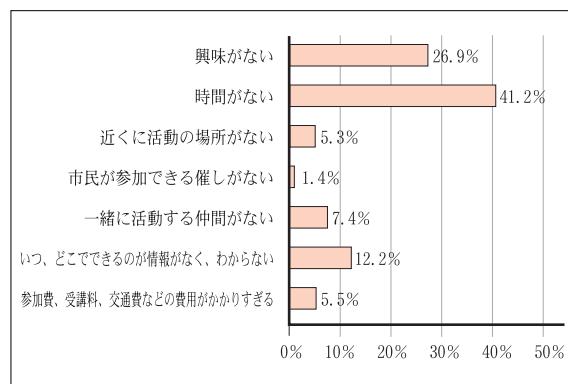
姉妹都市、友好都市（※9）として、国内外6つの都市と盟約を交わし、中学生の相互交流を行うなど、多文化交流の推進を図る事業を実施しています。

本市の新たな取組としては、産業観光館（※10）では市民の文化芸術活動の発表の場や文化芸術に触れる場として施設を活用し、市民と観光客との交流を促進する事業を計画しています。

資料2 市民アンケート結果  
「最近1年間の文化芸術活動経験」



資料3 市民アンケート結果  
「文化芸術活動を行わなかつた理由」



また、地域の文化を育むため、地域と大学が協力して、中学生を中心とした吹奏楽団を結成し演奏活動を行うようになり、地域文化が育まれるような新しい取組も実施されています。

資料4 川越市文化関係施設概要

区分	施設名称	供用開始	ホール 席数	会議室	和室	その他
文化施設	市民会館	S39	1,261	4	1	0
	やまぶき会館	H4	518	3	0	2
	西文化会館	S63	352	3	1	3
	南文化会館	H6	368	4	3	3
	川越駅東口 多目的ホール	H14	204	—	—	—
地域ふれあい センター	北部	H14	201	2	2	5
	東部	H20	200	2	0	2
公民館	(18館1分館 1分室の計)	—	—	63	27	35

※平成21年4月1日現在（高階市民センターを含む。）

公民館の“会議室”には、講座室及び相談室を含む。

公民館の“その他”には、実習室、音楽室、保育室、軽体育室等を含む。

資料5 市内文化施設等利用率

文 化 施 設 (4館の平均)	(全 体)	41.6%
	(ホール)	42.1%
地域ふれあいセンター (2館の平均)	(全 体)	30.5%
	(ホール)	62.4%
公 民 館 利 用 率 (21館の平均)		48.2%

(平成20年度)

※文化施設及び地域ふれあいセンターは、利用区分（午前・午後・夜間）による利用率。

※公民館については、全利用可能回数に対する公民館主催事業による使用を除いた利用の割合。

ただし、旧高階公民館は閉館以前の利用率を、高階市民センターは開館後の平成20年5月1日以降の利用率を計上。

## ② 課題

厳しさを増す財政事情の中で、市民の文化芸術活動を支援するためには、市民団体や大学等の多様な主体との協力・連携や、他の行政分野の施策との融合的な事業展開を増やしていく必要があります。活動を行うための施設についても大学をはじめとするさまざまな施設の有効活用の検討が必要です。

また、時間がないという理由で文化芸術活動ができない市民に対しては、事業の工夫と文化芸術活動支援のための適切な情報提供が必要です。

姉妹友好都市との交流に関し、より広く市民レベルでの交流につなげ、国際理解の促進を図っていく必要があります。また、留学生について、文化交流や多文化共生（※11）のための中心的な役割が期待されます。

## (2) 歴史的遺産の保存・活用について

### ① 現 状

本市には、国や県や市指定の数多くの文化財があります。また、伝統行事等については、文化財としての価値の高いものが数多く残っています。

蔵造りの町並みや時の鐘がある一番街周辺や大正浪漫夢通りなどにおいては、町並みの保存を目指した街路整備、電線類の地中化など、町並みの保存事業や景観の整備事業が活発に行われています。本市では、まちづくりと観光の視点で歴史的町並みを保存・活用するため、保存対策調査や家屋整備のための補助金を交付しています。

郷土に関する学習について、市立博物館では、子ども博物館教室やむかしの勉強・むかしの遊び展、土曜子ども体験などを学校教育と連携して開催するほか、文化の日記念事業として伝統芸能等（※12）の実演も実施しています。

また、公民館では地域に関する学習の推進を事業の柱の一つとして掲げ、市民が地域の歴史や文化を学ぶ講座を開催するとともに、受講者の自主的な学習の継続・組織化を支援しています。

### ② 課 題

現在、市内には、地域によってさまざまな伝統行事等（※13）が保存・伝承されていますが、その伝統行事等については後継者不足が指摘される中、まだ、未調査の地域が残されています。

多くの文化財を抱える本市ですが、この貴重な文化財を広く市民に周知し、市民と協働しながら、その活用を推進していくことが必要になっています。

また、特色ある歴史的景観が本市の魅力になっていますので、今後とも良好な景観の形成に努めていく必要があります。

### (3) 芸術の鑑賞機会の提供について

#### ① 現 状

本市は、県内で2番目となる市立美術館を設置しています。郷土ゆかりの作家の作品や市民の関心が高いジャンルや独自性を生かした展示により、川越ならではの芸術文化の発信に努めています。市立美術館の入館者数は、魅力ある特別展の開催などにより増加しています。

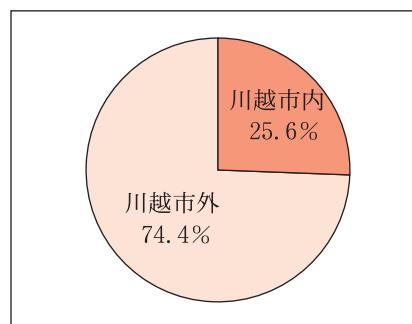
音楽や舞台芸術を鑑賞することができる施設については、稼働率と席数においては、他の中核市の施設との比較では充実している状況ですが、市民会館については老朽化が進んでいます。現在、西部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）に新ホールの設置が予定され、新しい文化芸術の拠点として早期の建設が期待されています。

文化施設を中心とした音楽鑑賞や舞台芸術の鑑賞機会の提供については、現在、市の主催事業としては行っていません。民間事業者等が提供する催し物が主体になっています。

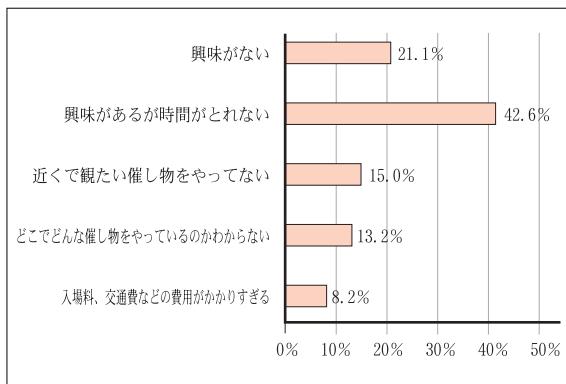
市民アンケートによると、市民の4分の3は何らかの芸術鑑賞をしていますが、そのうちの4分の3が、市外で鑑賞している状況です（資料6）。

一方、芸術鑑賞をしなかった・できなかった理由としては、「興味はあるが時間がとれない」という回答が4割以上を占めました。これに「興味がない」、「近くで観たい催し物をやっていない」という理由が続いている状況でした（資料7）。

資料6 市民アンケート結果「鑑賞した場所」



資料7 市民アンケート結果  
「鑑賞しなかった・できなかつた理由」



## ② 課題

新しい文化芸術振興の拠点として新ホールの設置が予定されており、市内の身近な場所でプロの芸術家などが提供する良質な芸術の鑑賞ができるような環境創造が望まれています。

- ※9 姉妹都市・友好都市：川越市は、異文化交流を推進し相互理解を深めるため、国内外の都市と姉妹都市提携を結んでいます。平成22年4月現在、国内3都市（福島県棚倉町、福井県小浜市、北海道中札内村）、海外3都市（オッフェンバッハ市（ドイツ連邦共和国）、セーレム市（アメリカ合衆国）、オータン市（フランス共和国））と提携しています。
- ※10 産業観光館：旧鏡山酒造を改修し、市民の地域産業に関する理解を深めるとともに、市民と観光旅行者の交流を促進することにより地域の活性化を図ることを目的に、地域の食材や特産物を提供する飲食・物販施設、観光案内所のほか、市民活動の拠点となる会議室やギャラリーを備える施設として整備した施設。愛称を「小江戸蔵里（こえどくらり）」として平成22年10月から指定管理者が運営しています。
- ※11 多文化共生：外国籍の市民も含め、同じ地域に住む者を同じ構成員として、文化の違いを認め合い、異なる文化や生活習慣、価値観を受容・尊重して共に生きていくことです。
- ※12 伝統芸能等：伝統行事等（※13参照）の中で、能・狂言・歌舞伎などに代表される舞台芸術や、地域の人たちが継承してきた演劇・音楽・舞踊などを指します。
- ※13 伝統行事等：衣食住、生業、信仰、年中行事などに関わる風俗慣習、民俗芸能その他の日常生活の中で生み出し、継承してきた有形・無形の伝承のこと

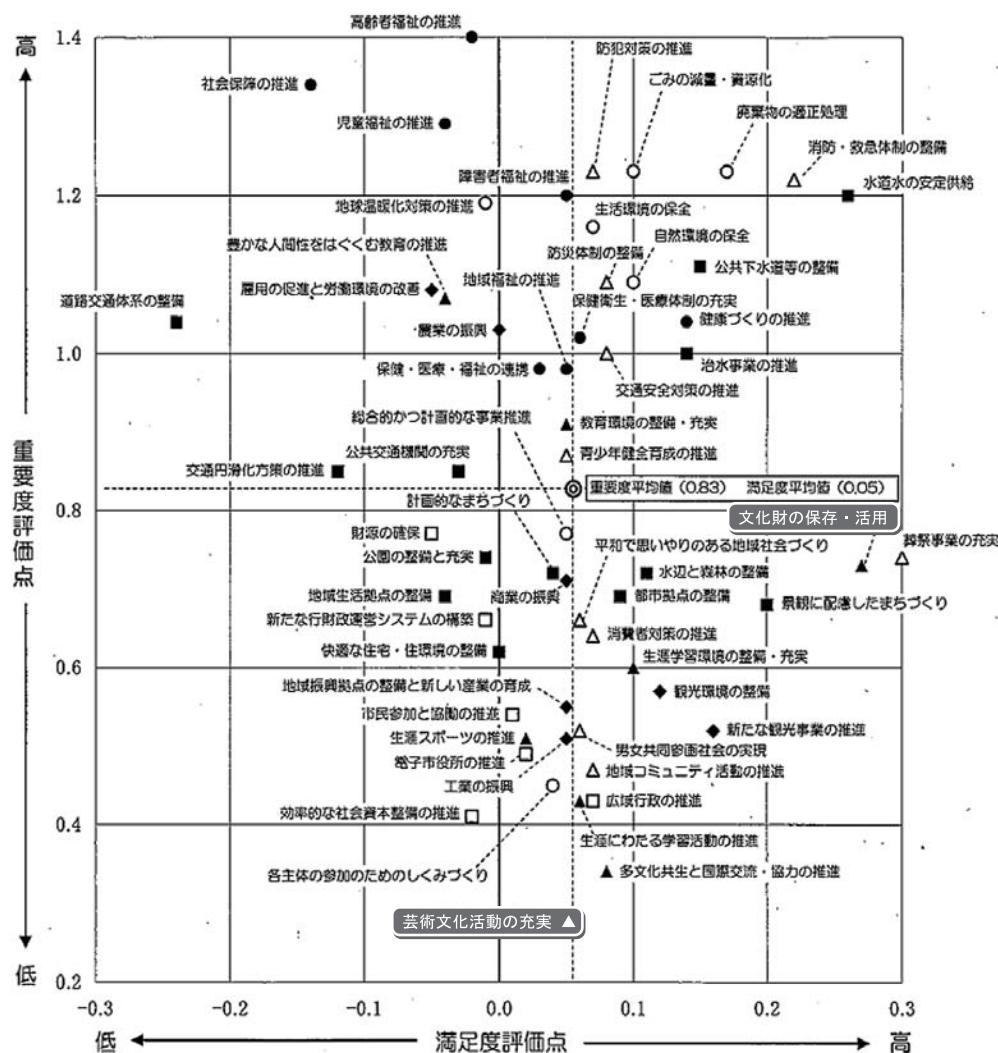
## (4) 市民の意識について

### ① 現状

平成20年7月に実施した川越市市民満足度調査の結果において、本市の施策全体からみた重要度・満足度の比較で、「芸術文化活動の充実」については、重要度が低いと感じている市民が多い状況です。

「文化財の保存・活用」については、満足度も高く、ある程度重要であると感じている市民が多い状況です。（資料8）

資料8 川越市市民満足度調査（平成20年7月実施）度数分布図

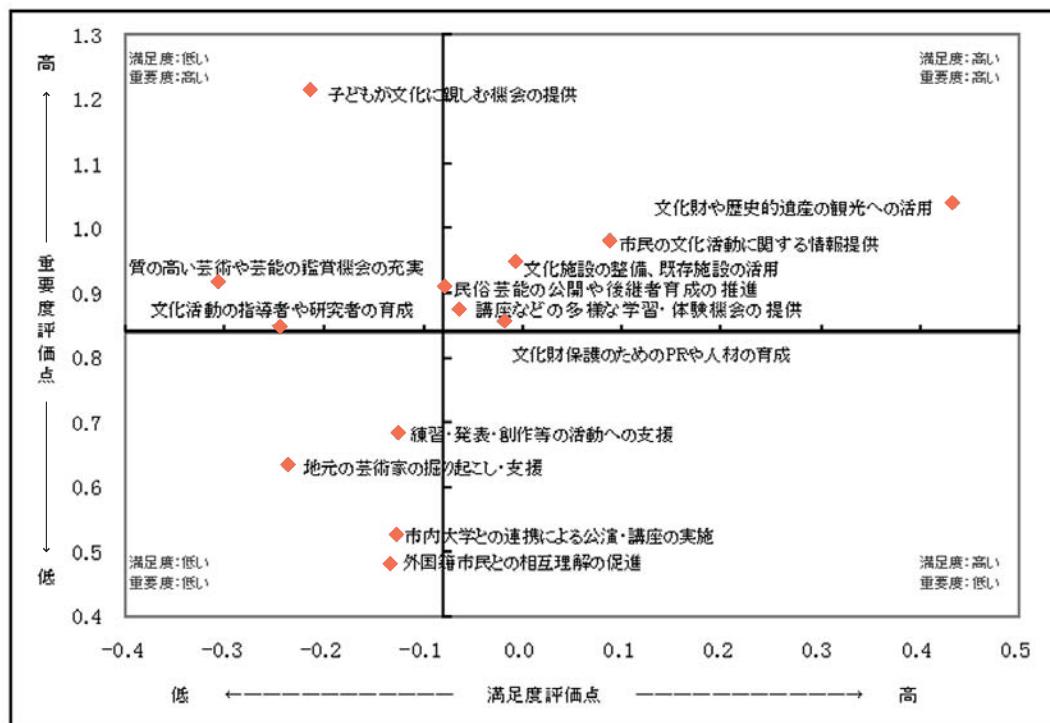


この調査は、本市が第三次川越市総合計画に基づき取り組んでいる59の施策について、市内に在住の3,000人を対象にアンケートを行い、今後の「施策の重要度」と施策の取組に対する「現在の満足度」について伺ったものです。

文化芸術活動を活発にするための施策としては、「子どもが文化に親しむ機会の提供」、「質の高い芸術や芸能の鑑賞機会の充実」及び「文化活動の指導者や研究者の育成」についての重要度が高く、満足度は低くなっています、一般的に優先度が高いと言われる状態です。

また、「文化財や歴史的遺産の観光への活用」、「市民の文化活動に関する情報提供」及び「文化施設の整備・既存施設の活用」については、重要であり満足度であると感じている市民が多いのに対し、「外国籍市民との相互理解の促進」、「市内大学との連携による公演・講座の実施」「地元芸術家の掘り起こし・支援」及び「練習・発表・創作等の活動への支援」については重要度も満足度も低くなっています。(資料9)

資料9 市民アンケート結果  
「文化芸術活動を活発にするための施策の重要度と満足度の度数分布図」



## ② 課題

本市の施策全体から見た場合、芸術文化活動の充実について、重要度が低いと感じている市民が多い状況ですが、そのような状況の中でこそ、安定・持続的な事業の実施が必要です。

また、文化芸術活動を活発にするための施策として子どもが文化に親しむ機会について、施策の充実が必要です。

### 3 計画策定における主要な視点

#### 第三次川越市総合計画

(教育・文化・スポーツの分野の文化・芸術に係る方向性)  
“歴史文化の継承と新しい市民文化の創造”

#### 文化行政を巡る 環境から

- 経済の低迷と厳しい財政事情
- 核家族化・少子高齢化
- 市民と行政の協働の動き
- グローバリゼーション
- 文化芸術振興基本法（自主性の尊重と  
心豊かな生活及び活力あるまちの実現）
- 文化芸術の振興に関する基本的な方針  
(文化の持つ力による発展)

#### 本市の文化行政の 現状と課題から

- 多様な主体との協力・連携
- 文化芸術活動支援のための適切な情報  
提供
- 文化芸術に親しめる環境の創造
- 多文化共生・国際理解の促進
- 文化財・伝統芸能等を後世に残す施策  
の充実
- 新ホールの建設促進と良質な芸術の鑑  
賞機会の提供
- 子どもたちが文化に親しむ機会の充実

#### 計画策定における主要な視点

- ・文化芸術の多様性への考慮
- ・市民の主体性の尊重
- ・市民との協働の必要性
- ・新しい市民文化の創造
- ・子どもたちや若者を対象とした文化芸術のすそ野の拡大
- ・良質な芸術に触れる機会の創出と持続性の確保
- ・文化財・伝統芸能等の保存・活用の推進

第三次川越市総合計画、文化行政を巡る環境、本市の文化行政の現状と課題から導かれた“計画策定における主要な視点”について、本計画の基本理念及び施策に反映させます。

# III. 文化芸術振興計画の理念と目標

## 1 基本理念

本市の文化芸術を振興するうえでの基本的な考え方は、上位計画である「第三次川越市総合計画」及び「文化芸術振興基本法」から次のように定めます。

- ・先人から受け継いだ歴史と文化を生かし、新たな価値を創造するまちをつくります。
- ・市民、民間団体、事業者、行政が、互いに認め合い、ともに知恵と力を出し合い、みんなで魅力あるまちをつくります。
- ・文化芸術に関する活動を行う団体や個人の自主的な活動を促進するため、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かな市民生活及び活力あるまちの実現に寄与します。

## 2 将来都市像

上記基本理念に基づき、文化芸術の振興により 5 年後の本市の目指すべき姿を以下のとおり定めます。

「文化芸術の力で 新しい魅力を創造するまち — 川越」

## 3 基本目標

将来都市像を実現するために、次の 4 つの基本目標を設定します。

## 基本目標 1 川越らしい文化芸術の振興

“文化芸術の力で新しい魅力を創造するまち”を実現するためには、本市の個性を強調し、更に、本市に潜在する力を掘り起こして、まちの魅力として新たな“川越らしさ”をつくっていくことが重要です。

文化芸術の多様性や自主性の尊重、また、文化芸術に求められる独自性や地域性を踏まえると、文化芸術によるまちづくりは、市民、事業者、民間団体、教育機関などとの“連携・協働”によって図られることがふさわしいと考えられます。

また、新しく生まれてくる、川越らしい文化芸術の芽を伸び伸びと成長させていくには、文化芸術活動を行う市民を増やし、文化芸術のすそ野を広げていくことが必要です。さまざまな世代による連携・協働を図りながら、次代を担う若い世代が、文化芸術事業に参加し、やがては先導的な役割を担ってもらえるようにするためにのしくみづくりを推進します。

本市の新しい文化芸術活動の拠点として、西部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）に新ホールの設置が計画されています。新ホールについては本市の文化芸術振興にとって特色ある拠点施設として、有効に活用していきます。

### ＜施 策＞

- ① 連携・協働による新たな文化芸術の創造
- ②若い世代が文化芸術事業に参加しやすいしくみづくり
- ③ 特色ある文化芸術活動拠点の整備

## 基本目標 2 文化芸術に触れる機会づくり

文化芸術に直接触れたり、芸術的な体験をしたりすることは、日常生活に潤いをもたらし、豊かな心を育みます。このような経験は、人の感性を磨き、一人ひとりの感性と行動が、品格のあるまちをつくります。

文化芸術によって魅力あるまちづくりを進めるために、できるだけ多くの市民が、身近なところで手軽に文化芸術を鑑賞・体験できるような環境を整え、それを一つの契機として一人ひとりの感性を育み、同時に文化芸術に携わる人を増やしていく必要があります。

特に、次代を担う子どもたちは、感性の豊かなうちに文化芸術に親しみ感性を磨くことが必要です。子どもたちが、良質な文化芸術に触れ、直接体験できるような機会の提供と、楽しみながら参加できる事業を展開します。

### ＜施 策＞

- ④ 文化芸術が身近にある環境づくり
- ⑤ 子どもたちが文化芸術に親しむ機会づくり

## 基本目標3 文化芸術活動への支援と文化交流の促進

文化芸術には多種多様なジャンルが存在し、本市においても個人や団体が多様な活動を展開しています。

そのような個人や団体の自主性を尊重しつつ、活動の支援と成果を発表する場の提供が求められています。

市立美術館、市民会館、文化会館など、本市の文化施設については、今後も効率的な運用と市民のニーズに対応した施設の改修等が必要です。

また、文化芸術活動を行う市民を増やすため、これから活動を始めたいと考えている市民との交流はもとより、活動の見直しや新たな可能性の発見のためにも、他分野で活動を行う団体などとの交流を促進します。

文化芸術活動への支援と発表等の場の充実に努めるとともに、情報の共有を促進するために、多様な個人や団体間の交流、ネットワークの強化に努めます。

### <施 策>

- ⑥ 文化芸術活動への支援
- ⑦ 文化芸術活動の場の整備
- ⑧ 文化交流の促進

## 基本目標4 文化財・伝統芸能等の保存及び活用

蔵造りの町並みが重要伝統的建造物群保存地区（※14）に選定されるなど、歴史・伝統の香りただよう本市は全国的に有名になり、多くの観光客が訪れています。市民も本市の文化のイメージとして歴史や伝統を強く意識しています。

本市の貴重な歴史的遺産を保護するとともに、まだ調査が行われていないものについて、調査の充実とその成果の整理に努めます。

また、少子高齢化や地域との関わりが希薄化している影響で、無形民俗文化財（※15）をはじめとする地域の伝統芸能等の担い手が減少しています。川越まつりの囃子でさえも、後継者不足の問題が提起されています。無形民俗文化財を保存するため、後継者の育成が求められています。

本市の有形無形の歴史的遺産を後世に残し、これらを本市の魅力として観光に活用したり、地域の活性化に活用したりするために、地域の文化財をその周辺環境を含め総合的に保存活用する取組を推進します。

### <施 策>

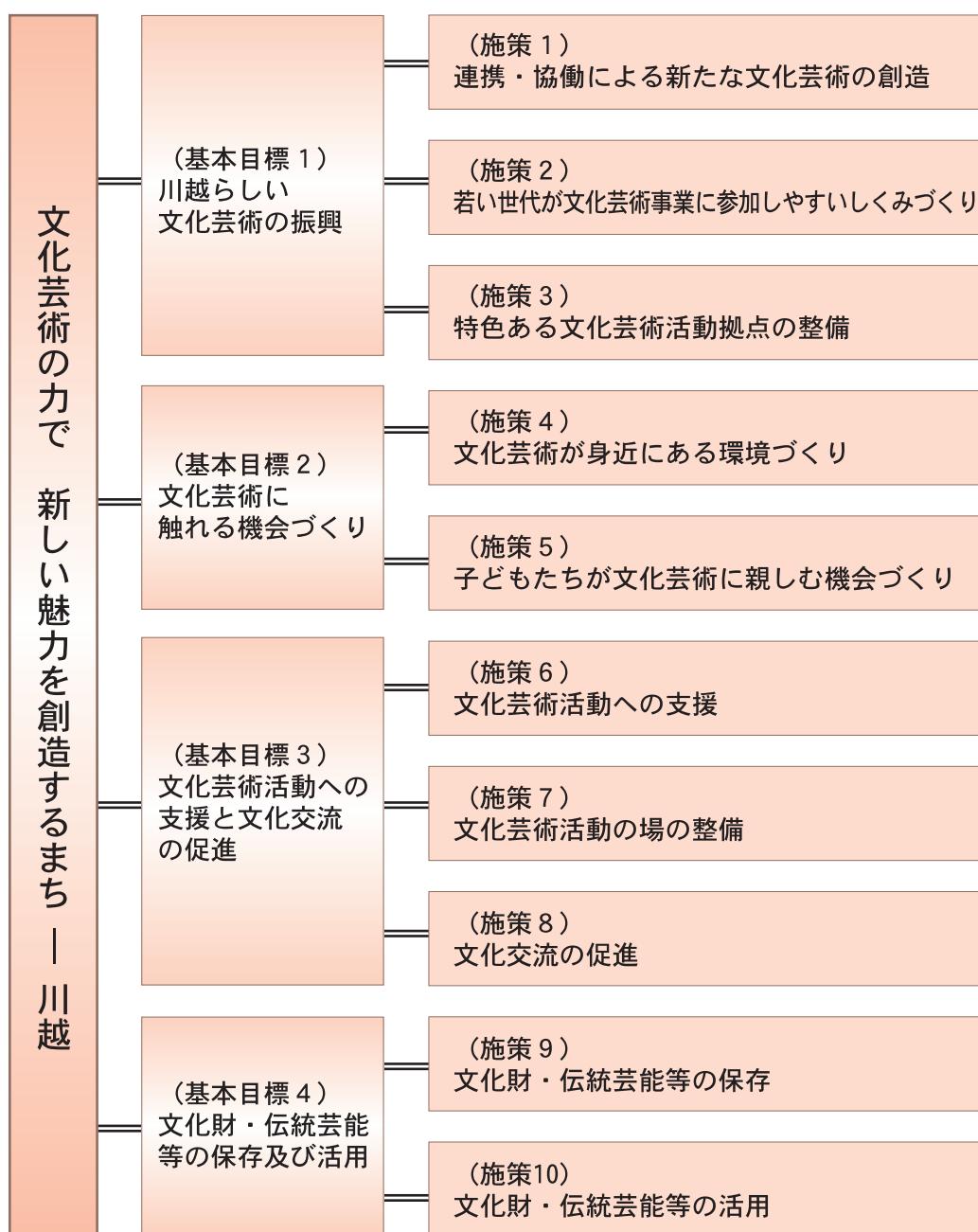
- ⑨ 文化財・伝統芸能等の保存
- ⑩ 文化財・伝統芸能等の活用

※14 重要伝統的建造物群保存地区：伝統的建造物群と一体となって価値ある歴史的な環境を保存するため、「文化財保護法」および「都市計画法」に基づき市町村が定めた伝統的建造物群保存地区のうち、その価値が特に高いものとして国が選定した地区をいいます。

※15 無形民俗文化財：演劇、音楽、工芸技術その他無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いものとして国や地方自治体が認めるものをいいます。

## 4 施策の体系

———— 施策の体系図 ——



# VI. 文化芸術振興施策

## 基本目標 1 川越らしい文化芸術の振興

### 施策 1 「連携・協働による新たな文化芸術の創造」

文化芸術の振興においては、市民、企業、NPO、文化団体等と行政とがそれぞれの特色を生かし、力を合わせて取り組むことが重要です。

本市の他の行政分野の施策において、効果や演出として文化芸術を事業に組み入れる事業や、民間団体や市民が集い、交流し、結果として新しい文化芸術が創造されるような取組も生まれています。

市民、自治会等の地縁的団体やNPOなどの目的を持った団体、大学や企業などの事業者との連携・協働により文化芸術の振興を図り、また、本市にふさわしい新しい文化芸術の創造に努めます。

#### ○地元大学等との連携による文化芸術の振興

地元大学や高校との連携による取組を推進します。大学の地域連携事業を活用し、文化芸術の振興を促進します。また、音楽系の大学や高校の吹奏楽部や合唱部等と連携し、音楽を題材とした事業を実施します。

#### ○観光施設との連携による文化芸術の振興

観光客が訪れる施設と連携して、市民の文化芸術活動の成果を発表できる場を設けるなど、産業や観光のみならず、本市の文化芸術をPRすることで、新しいまちの魅力づくりを促進します。

#### ○地域との連携による文化芸術の振興

地域の持つさまざまな資源や特性を生かし、地域独自の文化芸術の振興を促進します。また、郷土の文化や歴史について学ぶ機会の充実を図ります。

## 施策2 「若い世代が文化芸術事業に参加しやすいしくみづくり」

新しい魅力づくりのためには、行動力があり新しい価値観を持つ若い世代が、中心となって活躍できる環境を整える必要があります。

若い世代が活躍できる環境を整えるためには、参加し、活動し、やがては主導していくという、一連の流れをつくることが必要です。

屋外スペースのステージ化やイベント開催に必要な各種スタッフ公募など、文化芸術事業に積極的に参加・活動してもらうための事業を検討します。

また、各種イベントへの出演に留まらず、将来的に自主開催、自主運営を行う際に必要となる技術や人材活用の方法を学んでもらうため、ボランティアや、まとめ役のコーディネーター（※16）を養成するための講座の充実に努めます。

### ○若い世代が文化芸術を発信するための環境の整備

市内の広場やポケットパーク（※17）などについて、音楽やパフォーマンスなどを発表する屋外ステージとしての活用を図るなど、若い世代向けの文化芸術の発信手法の検討を行います。

### ○若い世代向けのボランティア・コーディネーター養成講座の充実

文化芸術事業に欠かせないボランティアやコーディネーターを育成するための講座や研修会を充実します。

### ○若い世代が文化事業の企画・運営に参加しやすいしくみづくり

連携・協働による事業を推進することで、若い世代による文化芸術イベントが開催されるような取組を促進します。

また、イベントの開催において、若い世代からの企画の募集や事業運営へ加わってもらう手法について研究します。

※16 コーディネーター：調整者。ここでは、文化芸術の分野において、人と人、人と地域、地域と地域などについて、その間に入り関係を結ぶ役割を担う人をいいます。

※17 ポケットパーク：道路整備や交差点の改良によって生まれたスペースに、植栽やベンチを置くなどして作った小さな公園のことです。

### 施策3 「特色ある文化芸術活動拠点の整備」

今後、川越駅西口に建設予定の西部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)には、劇場型多目的ホールを設置する予定です。この施設について本市の文化芸術振興の特色ある拠点として活用していきます。

当施設の機能としては、県の産業支援施設、大学コンソーシアム(※18)施設、地方庁舎施設、市の市民活動支援センター、ホールなどが予定されていますが、ホールにおいては、良質な芸術の鑑賞機会を提供するなど、市民はもちろん埼玉県南西部地域の人々に親しんでもらえるよう事業を計画します。

また、市民活動支援センターにおいては、多様な文化芸術活動に対応できるような施設整備を計画します。

#### ○西部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）整備事業の推進

西部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）に、新ホールを設置します。新ホールにおける事業展開については、市民の文化芸術活動や交流の促進、にぎわいの創出、良質な芸術の鑑賞機会の提供が行われるよう、十分な調整を行います。

また、同施設の市民活動支援センターにおいては、多種多様な文化芸術活動に対応できるように音楽室や和室を設けるなど、設備や機能の充実に努めます。

※18 コンソーシアム：共同体、共同事業体のことです。特定の目的のために複数の企業等が集まって形成されます。

## 基本目標2 文化芸術に触れる機会づくり

### 施策4 「文化芸術が身近にある環境づくり」

文化芸術への関心を高め、理解を深めてもらうためには文化芸術に触れる機会の提供が不可欠です。

身近なところで気軽に文化芸術に触れることができるようになります。また、市内で行われる文化芸術イベントの情報の収集と効果的な発信方法の検討を行います。また、文化施設や市民センター、その他の施設において、文化芸術作品の展示や観覧ができるスペースや機能の確保に努めます。

#### ○市立美術館の充実

市立美術館における特別展、常設展の充実を図ります。市民の文化芸術に対する理解や興味を創出するための本市らしい企画による展覧会の開催に努めます。

また、市民のための美術館として、市民が自らの文化芸術活動に利用し、利用者がお互いに交流できるような施策を進めるとともに、文化芸術に係る各種講座や体験型事業、ボランティア制度の充実に努めます。

#### ○文化芸術の鑑賞機会の提供

市民に良質な音楽や舞台芸術の鑑賞の機会を提供します。公演内容については、文化芸術の多様性に留意するとともに、世界的な文化芸術が集まる都心との役割や民間事業者との役割の違いを考慮したうえで、それらを補完する内容となるように充分検討します。

また、より多くの市民が鑑賞できるように時間帯や託児システムなど、来場者に配慮した開催に努めます。

#### ○文化芸術情報の収集・提供

民間の文化芸術に係る公演やイベントの情報の把握に努め、市民にわかりやすい形で情報提供できるような情報発信方法の検討を行います。

#### ○作品展示スペースの創出

市内公民館や文化会館等の公共施設において、文化芸術に関する展示や紹介ができる工夫やスペースの確保に努めるとともに、市内の身近なところで気軽に文化芸術に触ることのできる環境の創造に努めます。

## 施策5 「子どもたちが文化芸術に親しむ機会づくり」

次代を担う子どもたちが文化芸術に親しんでもらうため、子どもを対象とした鑑賞機会の提供に努めます。

また、子ども向けの講座や講演会において、楽しみながら学べるように事業の工夫をするとともに、単に鑑賞するだけでなく、実際に音楽や舞台芸術について、演奏や制作を体験できるような事業展開に努めます。

### ○子ども向け講座・講習会等の充実

市立美術館や市立博物館等において、魅力ある美術、音楽、郷土文化等の講座の充実に努めます。また、学校教育と連携し、アウトリーチ（※19）の手法も活用し、子どもたちが文化芸術に触れる機会を充実させます。

### ○地域で子どもたちを育む事業の促進

地域や地元大学等と連携し、地域で子どもたちを育む事業を促進し、子どもたちが文化芸術に触れ、体験する事業の充実に努めます。

### ○舞台等を利用した制作体験事業の検討

文化芸術の創造活動体験を行う、ワークショップ（※20）型の事業開催を検討します。

※19 アウトリーチ：（文化芸術に興味を持つてもらうために）地域に出張して普及啓発活動を行うことをいいます。

※20 ワークショップ：仕事場、作業場を意味するWorkshop[英]から派生した言葉。参加者全員による共同作業のことをいいます。

## 基本目標3 文化芸術活動への支援と文化交流の促進

### 施策6 「文化芸術活動への支援」

文化芸術の担い手は市民一人ひとりです。文化芸術活動を行う団体等への支援を継続するとともに、身近な施設における文化芸術活動の発表の機会を充実させ、それらを観覧する市民を増やし、それぞれの興味や関心を生かし、新たに参加したいという市民を増やすように努めます。市内では多様な文化芸術活動が行われているため、市民から寄せられる情報の効率的な収集に努め、市民の活動情報や文化芸術に係る各種補助制度についての情報を適切に発信する取組を進めます。

文化芸術の振興の先導的な役割を担う芸術家や指導者をはじめ、幅広い人材の確保と育成に努めます。

#### ○文化芸術活動の発表機会の充実

市民文化祭や地区文化祭の充実を図り、文化芸術活動の成果の発表の場の確保、充実に努めます。

#### ○文化芸術情報の収集・提供（再掲）

文化芸術活動を行う団体や個人の活動内容等の情報の収集に努め、活動情報の提供方法について検討します。新たに活動を行おうとする市民のための情報提供や文化芸術振興に係る国や県などの補助制度等の情報提供に努めます。

#### ○文化芸術センター・ボランティアの育成

文化芸術に係る知識や経験の豊富な人材や文化芸術活動を指導する人材を幅広く求め、芸術家と市民との間に入り、芸術家を紹介したり、作品を説明したりする人材（サポートー）を育成するための施策を検討します。

#### ○芸術家への支援

文化芸術に高い功績を残した芸術家や、文化芸術の振興に寄与した方等を表彰します。

## 施策7 「文化芸術活動の場の整備」

文化芸術活動を行っている個人や団体が、日頃の練習などを行ったり、活動の成果を発表する代表的な施設として、公民館や文化施設が挙げられます。

文化施設、公民館の適切な運営管理と市民のニーズに対応した設備の充実に努めます。

また、多様化する文化芸術活動に対応するため、その他の公共施設について用途廃止があった場合は、文化芸術活動施設への転用の可能性を検討します。

### ○文化施設の充実

市民会館や各文化会館の適正な運営管理とニーズに合った施設整備に努め、市民が文化芸術活動を行う施設の充実を図ります。

### ○公民館・その他の施設の活用促進

社会教育施設やコミュニティ施設、観光施設などの施設においても、文化芸術活動を行う個人や団体が活躍できる場を提供することで、活動や発表の場づくりを推進します。

### ○民間施設の活用検討

市内民間施設についての掘り起こしや文化芸術活動施設としての活用を促進します。

## 施策8 「文化交流の促進」

文化芸術には多種多様の分野が存在します。異なる文化芸術との交流により、他に対する理解や自らの見直しを生み、既存の文化芸術の魅力を高めていくものと考えられます。

市内の文化芸術関係団体の交流を促進するとともに、本市の姉妹友好都市及び地理的、歴史的背景によってつながりのある市町村との交流を促進します。

また、地域のコミュニティの重要性が取りざたされる現代において、お互いが心地よく暮らしていくためには、一人ひとりの市民が互いに理解していくことが大切です。一方、市内に住む外国人登録者数は年々増加傾向にあります。地域でより良い共生を図るために、互いの文化理解のための施策を推進します。

### ○文化芸術関係団体の交流の促進

市内で活動する文化芸術関係団体相互の交流を促進し、団体間のネットワークの充実を図ります。

### ○姉妹友好都市交流・広域行政の推進

姉妹友好都市に青少年を派遣するなど、国際交流と異文化理解を図る事業を充実します。

また、歴史的背景や地理的特性などを同じくする他の市町村との文化交流に努めます。

### ○多文化共生と国際理解の推進

外国の文化を理解するための講座を充実します。

また、国際交流や多文化共生に係るイベント等の開催を支援するとともに、本市に在住する外国籍市民や本市にある大学に通う留学生が活躍できる方策の検討を行います。

## 基本目標4 文化財・伝統芸能等の保存及び活用

### 施策9 「文化財・伝統芸能等の保存」

本市の歴史的遺産は、郷土の歴史や文化の理解に欠くことができない貴重な財産であり、適切な保存に努めます。

各種文化財の維持管理を支援するとともに、国や県の補助制度の活用を図り、文化財の種別や特性に応じた計画的な保存・整備に努めます。

埋蔵文化財については調査成果の整理を進め、有形無形の文化財などで指定を受けていないものや、未調査の伝統行事等について、調査を進め、適切な保存に努めます。

特に、伝統芸能等については、全国的にも後継者不足が問題となっており、子どもたちや若い世代に対して紹介するだけではなく、実際に触れ、体験できるような取組を推進します。また、地域で継承することが難しいものについては、広く人材育成が行えるように支援します。

文化財とその周辺地区や自然を含めた地域の景観の維持・向上に努めます。

#### ○文化財の保存・整備

国及び県、市指定文化財をはじめ、近代の歴史的建造物の保存を進めるとともに、貴重な歴史的遺産の発掘に努め、文化財としての指定を推進します。

市内全域を対象とした文化財調査を推進します。

#### ○伝統芸能等の継承

伝統芸能等の保存・継承活動への支援に努めます。また、後継者の育成施策の充実を図ります。

#### ○歴史的遺産や地域の特性を生かした景観形成

一番街周辺に代表される歴史的な景観をはじめ、市内に残る武蔵野の面影を残す雑木林等の自然など、本市の優れた景観について、地域の特性を生かした景観の保全と景観の形成に努めます。

## 施策10 「文化財・伝統芸能等の活用」

本市の文化財を市内外に広く周知し、積極的な活用を図るために、地域と文化財を周辺環境も含め総合的に保存・活用していくための基本構想を策定し、事業を推進します。なお、文化財の活用にあたっては、後世に継承していかなければならないため、保存と活用の両者の均衡に配慮した事業の実施に努めます。

市立博物館や産業観光館、川越まつり会館などを有効に活用しながら、本市の文化財の公開・活用を図ります。

文化財については私有のものも多く、その保存と活用には市民の理解と協力が不可欠です。本市の文化財に興味を持つてもらえるように展示閲覧の機会を充実するなど、文化財に対する保存活用の啓発事業を充実するとともに、市民や自治会等と協働して、その有効活用を図ります。

### ○地域と文化財を周辺環境も含め総合的に保存・活用していくための基本構想の策定

地域の独自性の確保、コミュニティの推進、地域の魅力の増進に寄与する“歴史・文化を生かしたまちづくり”を進めるための基本構想を策定します。

### ○文化財の活用・市立博物館等の充実

文化財の活用事業を進めます。河越館跡地について、ガイダンスを設置するなどの整備を進め、跡地を活用したイベントを開催するなど、郷土の歴史や文化を生かした事業展開に努めます。

また、河越館跡地をはじめ本市の歴史の理解や文化財の活用を図るために、市立博物館等での展示内容や公開の方法を工夫しながら、その充実に努めます。

### ○歴史を学ぶ講座・講演会等の充実

学校等との連携により、郷土の歴史や文化を学習し、また、体験できる事業を充実します。

## — 文化芸術振興施策 (基本目標・施策・取組の方向) —

基本目標	施 策	取組の方向（事業計画）
(基本目標 1) 川越らしい文化芸術の振興	(施策 1) 連携・協働による新たな文化芸術の創造	地元大学等との連携による文化芸術の振興
		観光施設との連携による文化芸術の振興
		地域との連携による文化芸術の振興
	(施策 2) 若い世代が文化芸術事業に参加しやすいしくみづくり	若い世代が文化芸術を発信するための環境の整備
		若い世代向けのボランティア・コーディネーター養成講座の充実
		若い世代が文化事業の企画・運営に参加しやすいしくみづくり
	(施策 3) 特色ある文化芸術活動拠点の整備	西部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）整備事業の推進
	(施策 4) 文化芸術が身近にある環境づくり	市立美術館の充実
		文化芸術の鑑賞機会の提供
		文化芸術情報の収集・提供
		作品展示スペースの創出
(基本目標 2) 文化芸術に触れる機会づくり	(施策 5) 子どもたちが文化芸術に親しむ機会づくり	子ども向け講座・講習会等の充実
		地域で子どもたちを育む事業の促進
		舞台等を利用した制作体験事業の検討
	(施策 6) 文化芸術活動への支援	文化芸術活動の発表機会の充実
		文化芸術情報の収集・提供（再掲）
		文化芸術サポーター・ボランティアの育成
		芸術家への支援
	(施策 7) 文化芸術活動の場の整備	文化施設の充実
		公民館・その他の施設の活用促進
		民間施設の活用検討
	(施策 8) 文化交流の促進	文化芸術関係団体の交流の促進
		姉妹友好都市交流・広域行政の推進
		多文化共生と国際理解の推進
(基本目標 4) 文化財・伝統芸能等の保存及び活用	(施策 9) 文化財・伝統芸能等の保存	文化財の保存・整備
		伝統芸能等の継承
		歴史的遺産や地域の特性を生かした景観形成
	(施策 10) 文化財・伝統芸能等の活用	地域と文化財を周辺環境も含め総合的に保存・活用していくための基本構想の策定
		文化財の活用・市立博物館等の充実
		歴史を学ぶ講座・講演会等の充実



# 資料編

資料 1	川越市文化芸術振興計画策定経過	3 5
資料 2	(仮称) 川越市文化芸術振興計画検討懇話会設置要綱	3 6
資料 3	(仮称) 川越市文化芸術振興計画検討懇話会委員名簿	3 7
資料 4	文化芸術振興計画検討委員会設置要綱	3 8
資料 5	文化芸術振興基本法	4 0



会議等の名称	開催日時
文化芸術振興計画検討委員会（第1回）	平成20年5月29日
文化芸術振興計画検討部会（第1回）	平成20年5月30日
文化芸術振興計画検討部会（第2回）	平成20年6月6日
文化芸術振興計画検討部会（第3回）	平成20年6月24日
文化芸術振興計画検討部会（第4回）	平成20年7月4日
文化芸術振興計画検討部会（第5回）	平成20年7月11日
文化芸術に関する市民アンケート	平成20年10月～
文化芸術振興計画検討部会（第6回）	平成20年12月17日
文化芸術振興計画検討部会（分科会）	平成21年1月8日～
文化芸術振興計画検討委員会（第2回）	平成21年3月18日
文化芸術に係る他市照会	平成21年5月～
文化芸術振興計画検討部会（第7回）	平成21年6月3日
文化芸術振興計画検討部会（第8回）	平成21年8月5日
文化芸術振興計画検討部会（第9回）	平成21年8月11日
文化芸術振興計画検討部会（第10回）	平成21年8月19日
文化芸術振興計画検討部会（第11回）	平成21年9月18日
文化芸術振興計画検討委員会（第3回）	平成21年10月21日
文化芸術振興計画検討部会（第12回）	平成22年1月20日
文化芸術振興計画検討委員会（第4回）	平成22年1月26日
（仮称）川越市文化芸術振興計画検討懇話会委員選考会議	平成22年1月26日
（仮称）川越市文化芸術振興計画検討懇話会（第1回）	平成22年2月15日
文化芸術振興計画検討部会（第13回）	平成22年3月30日
文化芸術振興計画検討委員会（第5回）	平成22年4月27日
（仮称）川越市文化芸術振興計画検討懇話会（第2回）	平成22年4月28日
文化芸術振興計画検討委員会（第6回）	平成22年5月24日
文化芸術振興計画検討委員会（第7回）	平成22年6月22日
文化芸術振興計画検討委員会（第8回）	平成22年7月1日
（仮称）川越市文化芸術振興計画検討懇話会（第3回）	平成22年7月9日
（仮称）川越市文化芸術振興計画検討懇話会（第4回）	平成22年7月28日
（仮称）川越市文化芸術振興計画検討懇話会（第5回）	平成22年8月20日
（仮称）川越市文化芸術振興計画検討懇話会（正副委員長調整）	平成22年9月28日
市民意見公募	平成22年12月27日～平成23年1月26日
（仮称）川越市文化芸術振興計画検討懇話会（第6回）	平成23年2月15日

**(設 置)**

第1条 本市の文化芸術振興に係る施策の基本的な方向性等を示す文化芸術振興計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、その内容について幅広い視野から意見及び提言を求めるため、（仮称）川越市文化芸術振興計画検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

**(所掌事項)**

第2条 懇話会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討、協議を行い市長に提言するものとする。

（1）計画の策定に関すること

（2）その他、懇話会の目的を達成するために必要な事項に関すること

**(組 織)**

第3条 懇話会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（1）学識経験者

（2）市民団体及び公的団体

（3）公募による市民

**(委員の任期)**

第4条 委員の任期は、計画が策定されるまでとする。

**(委員長および副委員長)**

第5条 懇話会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

**(会 議)**

第6条 懇話会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

**(庶 務)**

第7条 懇話会の庶務は、川越市文化スポーツ部文化振興課において処理する。

**(その他)**

第8条 この要綱に定めるもののほか懇話会に必要な事項は委員長が定める。

**(附 則)**

この要綱は、平成21年12月7日から施行する。

**(附 則)**

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

1号委員 学識経験者	
氏 名	選出母体等
遠藤 克弥	東京国際大学
梶川 牧子	学識経験者
関口 一郎	学識経験者
野地 薫	学識経験者
野地 朱眞	尚美学園大学
宮寺 勇	学識経験者
山崎 明美	東邦音楽大学

2号委員 市民団体・公的団体の代表者	
氏 名	選出母体等
内田 嘉哉	(社) 川越青年会議所
小高 秀一	川越市文化団体連合会
木下 重美	川越美術協会
陸 登美江	川越市姉妹都市交流委員会
草野 律子	N P O 法人 川越蔵の会
櫻井 晶夫	川越市自治会連合会
松尾 鉄城	川越市文化財保護審議会
山崎 嘉正	川越商工会議所
綿貫 孝子	川越市女性団体連絡協議会

3号委員 公募委員	
氏 名	選出母体等
尾崎 勝美	公募委員
桑山 静子	公募委員
武田 侃藏	公募委員

※各号委員 50音順

**(設 置)**

第1条 本市の文化芸術振興に係る施策の基本的な方向性等を示す文化芸術振興計画を策定するため、文化芸術振興計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

**(所掌事項)**

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 本市の文化芸術行政における現状と課題の整理に関すること。
- (2) 文化芸術振興計画案の作成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか文化芸術振興計画の策定に関すること。

**(組 織)**

第3条 検討委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、文化スポーツ部長の職にあるものをもって充て、副委員長は教育総務部長の職にあるものをもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げるものをもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

**(会 議)**

第4条 委員長は、会議を招集する。

- 2 委員長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明を受け、又は意見を聞くことができる。

**(検討部会の設置)**

第5条 検討委員会に文化芸術振興計画検討部会（以下「検討部会」という。）を置く。

- 2 前項の検討部会の所掌事項は、次のとおりとする。
  - (1) 本市の文化芸術行政における現状及び課題の調査研究に関すること。
  - (2) 文化芸術振興計画原案の作成に関すること。
- 3 検討部会の部会長は、文化振興課長の職にある者をもって充てる。
- 4 部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副部会長は、地域教育支援課長の職にある者をもって充てる。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 検討部会の部会員は別表第2に掲げる課の職員をもって充てる。

**(検討部会の会議)**

第6条 部会長は、会議を招集する。

- 2 部会長は、会議の結果を委員長に報告しなければならない。

**(庶 務)**

第7条 検討委員会及び検討部会の庶務は、文化振興課において処理する。

**(その他)**

第8条 この要綱に定めるもののほか検討委員会に必要な事項は委員長が、検討部会に必要な事項は部会長が、それぞれ定める。

**(附 則)**

この要綱は、平成20年5月22日から施行する。

**(附 則)**

この要綱は、平成20年6月5日から施行する。

**(附 則)**

この要綱は、平成21年6月16日から施行する。

**(附 則)**

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

**別表第1（第3条関係）**

政策企画課長、拠点施設推進室長、市民活動支援課長、文化振興課長、美術館長、中心市街地活性化推進室長、観光課長、都市景観課長、地域教育支援課長、文化財保護課長、中央公民館長、中央図書館長、博物館長、教育指導課長

**別表第2（第5条関係）**

政策企画課、拠点施設推進室、市民活動支援課、文化振興課、美術館、中心市街地活性化推進室、観光課、都市景観課、地域教育支援課、文化財保護課、中央公民館、中央図書館、博物館、教育指導課

(平成13年法律第148号) (平成13年12月7日公布)

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (国民の关心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する关心及び理解を深めるように努めなければならない。

### (法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 基本方針

第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

## 第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

### (芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (芸能の振興)

第十二条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (地域における文化芸術の振興)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

### (芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにはかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (公共の建物等の建築に当たっての配慮)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

#### (情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

#### (関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

#### (顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

#### (政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

#### (地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

#### (附則抄)

##### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。



## 川越市文化芸術振興計画

<発 行> 川越市 平成23年3月

<問い合わせ>

川越市文化スポーツ部文化振興課

〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1

電話 049-224-8811（代表） FAX 049-225-2895

E-mail:bunkashinko@city.kawagoe.saitama.jp

<http://www.city.kawagoe.saitama.jp/>

**リサイクル適性(A)**

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。